

熊本県文化財保存活用大綱の素案について

1 大綱の位置付け

大綱策定の目的

熊本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取り組みを進めるうえでの共通の基盤とするため「熊本県文化財保存活用大綱」を策定する

文化財保護法改正(H30.6)

「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる」(法第183条の2)

大綱の対象期間 10年間

2 大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状

1 社会的背景

少子高齢化
人口減少

外国人観光客等の増加

文化財

文化財への期待
(観光・地域活性化)

熊本地震
豪雨災害

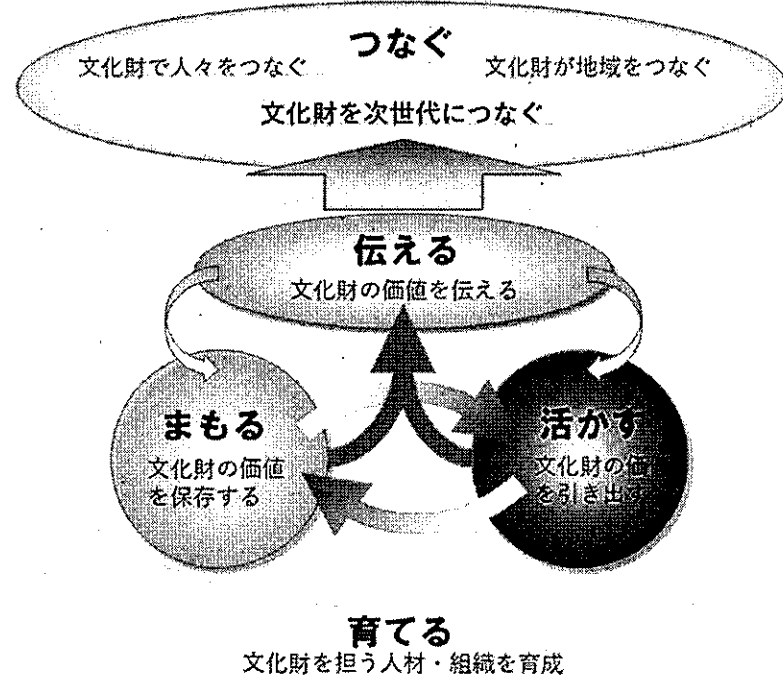
2 文化財保護行政の現状

- ・専門職員の不足
- ・文化財行政予算が厳しい
- ・文化財への関心低下や保護意識の希薄化等の新たな課題への対応
- ・文化財を保管する施設の不足

3 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

基本的な方針

文化財が地域をつなぎ、文化財を通して世代、地域、国を超えて人々をつないでいくことで、人々が文化財の大切さを共有するとともに、地域の活力を生み出し地域全体で守る意識を高め、文化財を次世代につないでいく。



4 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

県が自ら取り組むこと

文化財を
まもる

地域全体で文化財を守る意識を高め、確実に保存し、次世代につなぐ

- 「文化財をまもる」意識の醸成
- 文化財の悉皆調査や記録作成の推進
- 災害等への備え
- 文化財保存のために必要な施設の設置

文化財を
伝える

文化財に触れ、知る機会を作りだし、文化財への関心を高め、その価値を伝える

- 文化財に触れ、知る機会の創出
- 文化財の情報発信の推進
- 子どもたちや地域住民に文化財価値を伝える取り組み

文化財を
活かす

文化財の価値を引き出し、文化財を活用して豊かな心を育み、地域の活力を生み出す取り組みを進め、次世代につなぐという意識を高める

- 学校教育・社会教育と連携した文化財の活用
- 文化財で地域の活力を生み出す取り組み

文化財を
育てる

文化財を守り、活かし、伝えるための人材確保と能力向上を推進する

- 文化財各分野の専門性の強化
- 文化財専門職員としてのスキルアップ
- 庁内関係部局との連携推進
- 次世代を担う人材の育成

市町村への支援

5 県内の市町村への支援の方針

県から市町村への支援

文化財を
まもる

- 「文化財をまもる」意識醸成のための支援
- 文化財の指定に向けた調査等への支援
- 修理・調査等事業に対する支援

文化財を
伝える

- 文化財に触れ知る機会の創出における支援
- 文化財の情報発信における支援
- 文化財を次世代に伝える取り組みへの支援

文化財を
活かす

- 子どもたちに向けた活用における支援
- 文化財を活用した地域の活力を生み出す取り組みへの支援

文化財を
育てる

- 文化財保護のための研修の実施
- 文化財専門職員不在の市町村への支援
- 災害時における人的・技術的支援

6 防災及び災害発生時の対応

平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨の経験に基づいた対応を実施

平時における災害への備え

- ・文化財の所在及び所有者の把握
- ・記録作成
- ・災害リスクの把握と周知
- ・防災対策促進

災害発生時の対応

- ・情報収集と関係機関への報告
- ・緊急的な保護対策
- ・被災文化財の救出
- ・職員派遣

復旧時の対応

- ・災害復旧方法の検討
- ・補助金の活用等
- ・埋蔵文化財発掘調査支援
- ・情報発信

【今後のスケジュール】

令和2年12月～令和3年1月
令和3年3月

パブリック・コメント実施(30日間)
策定完了